## 5年後納制度の終了に伴うお知らせ

問市民協働部保険医療課（庁舎１階）
担当：広西順子　☎43-0501

５年後納制度（過去５年分の未払いの保険料を納めることができる特例措置）は、９月30日に終了します。
後納制度を利用することにより、年金額の増額や受給資格期間10年を確保することができる場合があります。ただし、老齢基礎年金を受給している方などは対象になりません。

**後納制度のポイント**

○後納制度を利用いただく場合は、後納が可能な期間のうち古い分から納めていただきます。
○過去３年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加え、加算額をお支払いいただきます。
○一部免除（４分の１免除、半額免除、４分の３免除）された期間のうち、未納の期間も対象になります。この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ１か月分の保険料が必要です。

**詳しくは、明石年金事務所、またはねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。**

明石年金事務所　☎078-912-4983
ねんきん加入者ダイヤル　☎0570-003-004
※０５０で始まる電話からは　☎03-6630-2525

第１回

## 元気応援塾受講生募集！

健康づくりのヒントを楽しく学び、健康づくりの輪を家族や友人、仲間に広げましょう！

**講演**　「がん検診で早期発見～毎日の習慣でリスクを下げる～」
**講師**　田渕医院　田渕光さん
**対象**　健康づくりや地域のボランティア活動に関心のある方
**日時**　９月26日㈬13時30分～15時
**場所**　市役所２階　201会議室
**参加費**　無料
**申込方法**　健康課まで、電話でお申し込みください。
○FAXでも受付可能です。任意の様式に、住所・氏名・電話番号を記入のうえ、送信してください。
**申込締切**　９月25日㈫

問健康福祉部健康課（庁舎２階）
担当：大木千尋　☎42-2800　FAX42-3978

健康課からのお知らせ

## まちぐるみ総合健診の結果の対応について

今年のまちぐるみ総合健診の結果はいかがでしたか？
健診結果は、健診を受けた時点でのあなたの健康状態を記したものです。どこに問題があるのか、何をすれば健康状態がよくなるのか、健診結果を正確に理解し、毎日の生活習慣に活かしましょう。
「要医療」、「要精密検査」と判定された項目がある方は、医療機関への受診はお済みですか？
まだ、受診されていない方は、すぐに医療機関を受診しましょう。

問健康福祉部健康課（庁舎２階）
担当：下崎ユカ　☎42-2800

## みんなで防ぐ障害者虐待

「障害者虐待防止法」は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律で、平成24年10月から施行されています。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止に取り組みましょう。

**障害者虐待防止法では、虐待を３つの種類に分けています**

1. 養護者による虐待
   身の回りの世話などを行っている家族などによる虐待
2. 障害者福祉施設従事者等による虐待
   福祉施設や福祉サービス事業所の職員による虐待
3. 使用者による虐待
   雇い主や上司などによる虐待

**「虐待かもしれない」と思ったら、悩まず下記の問い合わせ先に相談・連絡してください。**
○通報は匿名でもかまいません
○通報した人の秘密は守られます
○誤報でも、罰せられません

問加東市障害者虐待防止センター（庁舎1階・健康福祉部社会福祉課内）　担当：吉田 早苗　☎43-0409





9月30日（日）8時30分～12時

## マイナンバーカード申請・受取休日窓口

マイナンバーカードの交付申請をされる方を対象に、証明写真の撮影や書類作成のお手伝いをします。また、申請手続をされ、受取案内ハガキ（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書）が届いた方のためにカード受取窓口も開設いたしますので、ぜひご利用ください。

**窓口開設場所**
市民協働部市民課

**ご持参いただくもの**
**カードの交付を申請する方**
①通知カード（マイナンバーが記載された紙製のカード）
②本人確認書類
●１点でよいもの
公的機関が発行した顔写真付の書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券など）
●２点必要なもの
公的機関が発行した顔写真が付いていない書類（健康保険証、年金手帳、介護保険証など）
③認め印（スタンプ印不可）

**カードを受け取る方**
マイナンバーカードの受け取りには、上記①②③と、市民課からお送りしたハガキ（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書）が必要です。

**※住民基本台帳カードをお持ちの方については、返納が必要となりますので、必ずご持参ください。**

問市民協働部市民課（庁舎１階）
担当：大久保めぐみ　☎43-0390

## 働く世代住宅取得支援制度

加東市に移住、または定住しようとする働く世代の方々に住宅取得費用の一部を助成します。
あわせて、子育て世帯や地元業者と契約する世帯に対しては、上乗せ補助を行います。
**※補助金の申請は契約前にお願いします。**

*働く世代住宅取得支援補助*

**対象者**　下記の要件の全てに該当する方　　**補助金額**　20万円
①申請者（申請者が配偶者を有する場合は申請者、および配偶者）の前年の年間総所得金額の合計が400万円以下であること。
②申請者、および配偶者を有する場合にあっては、そのいずれもの年齢が、39歳以下であること。
③取得費用（改修費含む）が500万円以上であること。
④補助金交付後、取得した住宅に10年間継続して居住すること。
⑤市税、市の債権に係る徴収金を世帯構成員全員が滞納していないこと。

*働く世代住宅取得支援補助を受けられる方で条件を満たす方に*

## 上乗せ補助

### 01 子育て上乗せ補助

**対象者**　下記の要件の全てに該当する方　　**補助金額**　20万円
❶働く世代住宅取得支援補助対象者であること。
❷申請日において、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある生計を同一にする子ども（母子健康手帳等で出産予定であることが確認できる胎児を含む。）がいる世帯に属する者であること。

### 02 地元業者上乗せ補助

**対象者**　下記の要件の全てに該当する方　　**補助金額**　10万円
❶働く世代住宅取得支援補助対象者であること。
❷戸建住宅を加東市内の業者（加東市内に事業所、または支店がある業者を含む。）と契約し、取得、または改修工事を行う者。
※市外業者が元請であり、工事請負額の２分の１以上の工事を市内業者が請け負う場合も含む。

子育て世代が、市内の業者と契約し、加東市内に住宅を取得（新築、または購入）する場合、上記補助の全てを合わせて最大50万円を補助します。

問都市整備部都市政策課（庁舎３階）　担当：新谷慶太　☎43-0517

## 平成30年住宅・土地統計調査

総務省統計局により、10月１日現在での住宅・土地統計調査が実施されます。
この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯を対象とした大規模な調査です。
調査期間中、統計調査員が調査書類を配布します。調査への回答はインターネット、または紙の調査票での回答をお願いします。
調査の内容などについてご不明な点がございましたら、左記のコールセンターにご連絡ください。

**住宅・土地統計調査コールセンター**
☎0570・78・3939
受付時間　８時～21時
※10月26日㈮まで設置
※一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。
※ＩＰ電話の場合は、03・5539・5230におかけください。
※携帯電話・ＰＨＳ・ＩＰ電話の場合、それぞれの通話料金となります。

問都市整備部都市政策課（庁舎３階）
担当：田中順也　☎43・0517